

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

## 第 2 6 回 本 部 会 議

日時：令和2年11月17日（火）14：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 今後のステージの運用（案）及び  
感染拡大防止に向けた施策について（案）（協議事項）
- (2) イベント等の開催制限について（案）（協議事項）

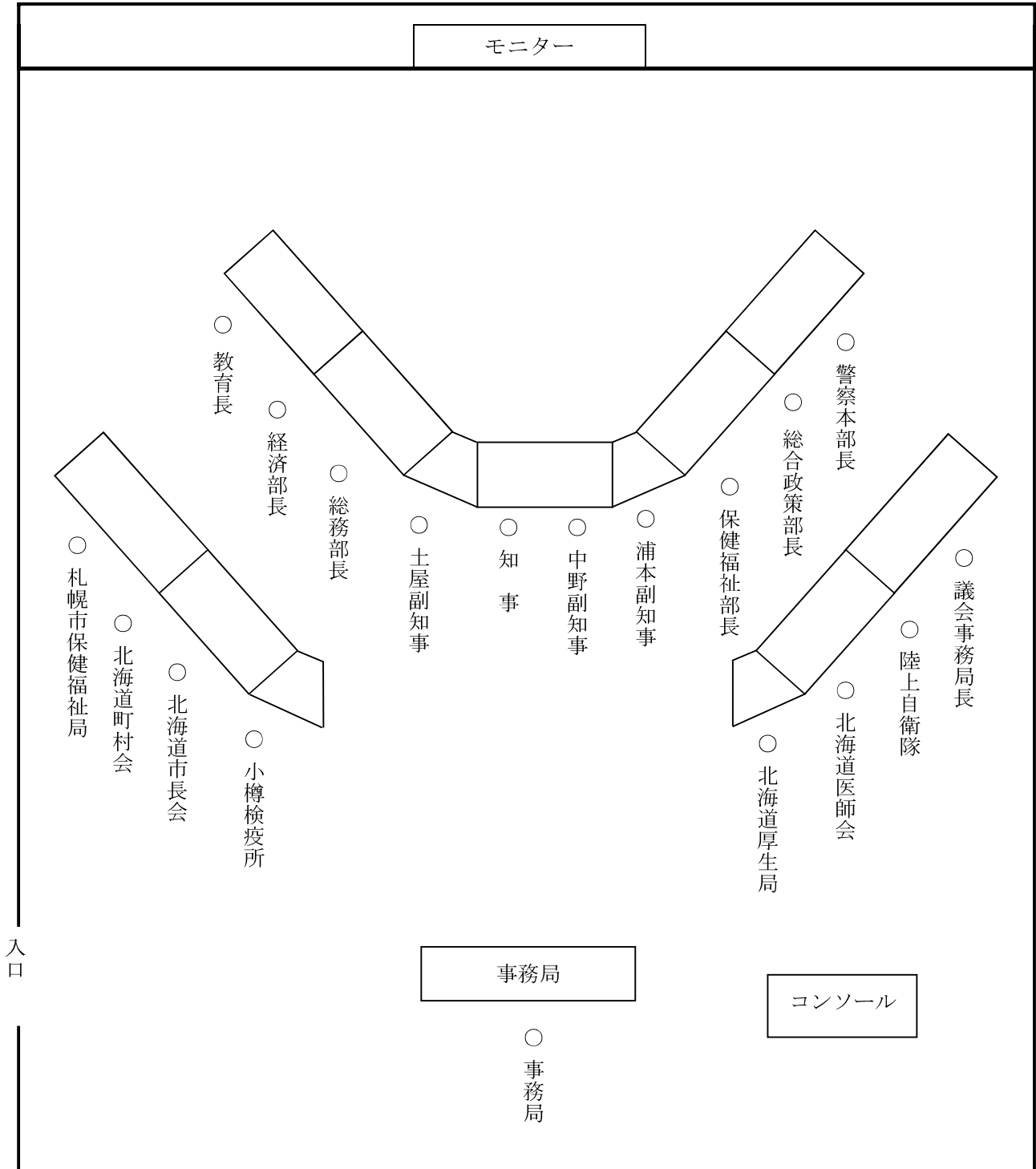
### 3 閉 会

資料1	今後のステージの運用について（案）
資料2	感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料3	今後のステージの運用及び対策（道案）に対する主な意見
資料4	イベント等の開催制限について（案）
参考資料	新型コロナウイルス感染症について



# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕  
令和2年(2020年)11月17日(火)



## 第26回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時: 令和2年11月17日(火)

場所: 本庁3階 テレビ会議室

### (本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴木直道
	副 知 事	浦本元人
	副 知 事	土屋俊亮
	副 知 事	中野祐介
総務部	部 長	平野正明
	職 員	松浦英則
総合政策部	危機対策局長	野崎直人
	部 長	倉本博史
	知事室 長	濱坂真一
	地域振興監	佐々木徹彦
環境生活部	交通企画監	柏木文彦
	部 長	築地原康志
	東京オリンピック連携推進監	阪正寛
保健福祉部(総合調整員)	アイヌ政策監	長橋聡徹
	部 長	三瓶徹一
経済部	少子高齢化対策監	京谷栄和
	次 長	渡邊宏隆
	観光振興監	大内隆寛
農政部	食関連産業室 長	新津健次
	部 長	小田原輝和
水産林務部	食の安全推進監	宮田大
	次 長	辻井宏文
建設部	部 長	小林敏光
	建築企画監	長浜光
出納局	会計管理 者	三井 誠
企業局	北海道公営企業管理 者	佐々木 誠也
道立病院局	道立病院部 長	粟井 晃臣
議会事務局	局 長	近藤 晃司
北海道教育委員会	教 育 長	小玉 俊宏
北海道警察本部	本 部 長	小島 裕史

### (地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高野瑞洋
石狩振興局	局 長	佐藤藤則
後志総合振興局	局 長	北谷啓幸
胆振総合振興局	局 長	花岡祐志
日高振興局	局 長	北村英則
渡島総合振興局	局 長	鳴海拓史
檜山振興局	局 長	永山秀明
上川総合振興局	局 長	中島俊明
留萌振興局	局 長	宇野稔弘
宗谷総合振興局	局 長	竹花賢一
オホーツク総合振興局	局 長	橋本智史
十勝総合振興局	局 長	水戸部 裕
釧路総合振興局	局 長	山口 修司
根室振興局	副 局 長	篁 俊彦
東京事務所	所 長	森 隆司

### (オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	健康福祉部 長	里平倫行
陸上自衛隊北部方面總監部	防 衛 部 長	貴島 康二
小樽検疫所	次 長	伊高 浩和
札幌市保健福祉局 保健所	感染症対策部 長	山口 亮
旭川市保健所	新型コロナウイルス感染症対策担当主幹	伊藤 秀豊
一般社団法人北海道医師会	事務局 長 代 行	柴田 秀和
北海道市長会	事 務 局 長	吉澤 政昭
北海道町村会	事 務 局 長	山内 康弘

# 今後のステージの運用について (案)

【令和2年11月17日】

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者 用病床	療養者数	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間 との比較	感染経路 不明割合
全道 11/16	674床 (11/15)	18床 (11/15)	増加 1,916人	横ばい 9.2%	1,462 人/週	増加	36.3%
うち 札幌市	306床 (11/15)	13床 (11/15)	1,319人	11.1%	964 人/週	増加	45.1%
ステージ4 基準	350床	35床	796人	10%	796 人/週	増加	50%

**11月17日から11月27日まで、  
札幌市を対象に「ステージ4相当の強い措置」を講じる**

## 【判断の根拠】

別添のとおり

## 【基本的考え方】

札幌市内における感染拡大の状況を踏まえつつ、本道の人口の3分の1を占め、都市機能が集積し、人の移動の中核となるなど、社会経済活動の中心的地域という特殊性に鑑み、札幌市内はもとより、北海道全域へのこれ以上の感染拡大を徹底して抑制するため、全道の警戒ステージは3を維持した中で、札幌市に限定してステージ4相当の特措法に基づく強い措置を講じる

## 札幌市における11月7日以降の感染状況について

現下の札幌市では11月7日のステージ3への引き上げ以降も連日3桁の新規感染者が発生し、11月12日には、過去最多となる164名の感染者が確認され、11月7日の556名から11月16日には964名と1.7倍に拡大している。また、全道に占める割合も引き続き、約70%となっている。

検査数については、11月7日の976件から11月14日には1,420件と1.5倍に増加しており、検査数の増加が新規感染者数を押し上げている可能性があるが、陽性率が10%を超えており、リンクなしの感染者数の割合も50%弱となるなど、見えない感染の連鎖が起こっている可能性が高い状況にある。

年代別割合では、30代以下が51%を占めるが、60代以上の割合が22%まで拡大するなど、感染の広がりが見られる。

札幌市内の集団感染の発生数は11月7日以降、18件と急増している。これまで感染拡大要因の1つとされてきた繁華街における接待を伴う飲食店等の集団感染事例は4件となっている一方、職場や学校その他、医療機関、福祉施設などリスクの高い場面での集団感染も発生しており、重症化しやすい高齢者の患者が急増している。

医療機関においては、患者数の増加により病床がひっ迫するとともに、医療機関の集団感染事例が発生し、病床の受入が抑制されるなど、市民に適切な医療を提供できなくなる恐れがでてきている。

また、感染拡大に伴い、無症状・軽症感染者といった療養者数も急激に増加しており、11月11日から自宅療養を開始し、自宅での療養者は11月15日に269人となっている。

集団感染の増加などにより、感染者及び入院患者が急速に増加していること、札幌市の急激な感染拡大が、全道の感染者数を押し上げていること、札幌の医療提供体制におけるひっ迫の度合いが増していること等を総合的に勘案して、札幌市においては、より幅広く行動の自粛を要請するステージ4相当の強い措置を講じる必要がある。

2

## 札幌市以外の11月7日以降の状況について

地域の感染状況は、ステージ3に移行した11月7日以降も、空知、石狩、胆振、渡島、上川、宗谷、オホーツク、十勝、釧路振興局管内で集団感染が新たに発生するなど、全道域での感染拡大が継続している。

検査数については、11月7日の773件から11月14日には1,492件と1.9倍に増加しており、陽性率は7%を下回っているものの上昇傾向となっている。

リンクなしの感染者数の割合は20%と下降傾向が続いている。

年代別割合では、30代以下が40%を下回り、60代以上の割合が28%まで拡大するなど、世代を問わず感染の広がりが見られる。

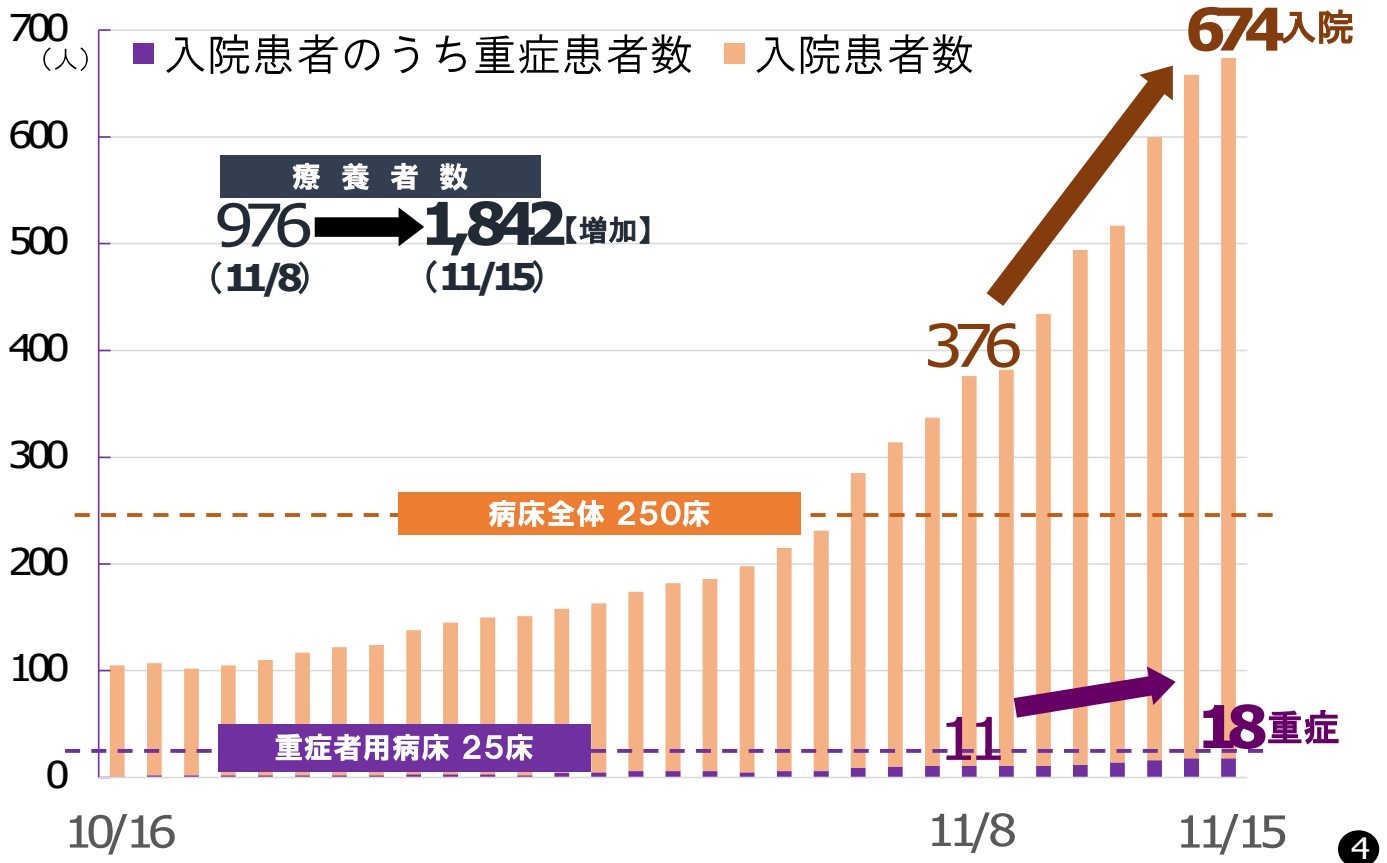
また、集団感染の発生数も11月7日以降は14件と、その前の週から約3倍となっており、内訳としては飲食店5件、病院4件、福祉施設2件などとなっている。

感染者の行動履歴では、10月中旬以降、札幌での滞在履歴、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触などが見られる。

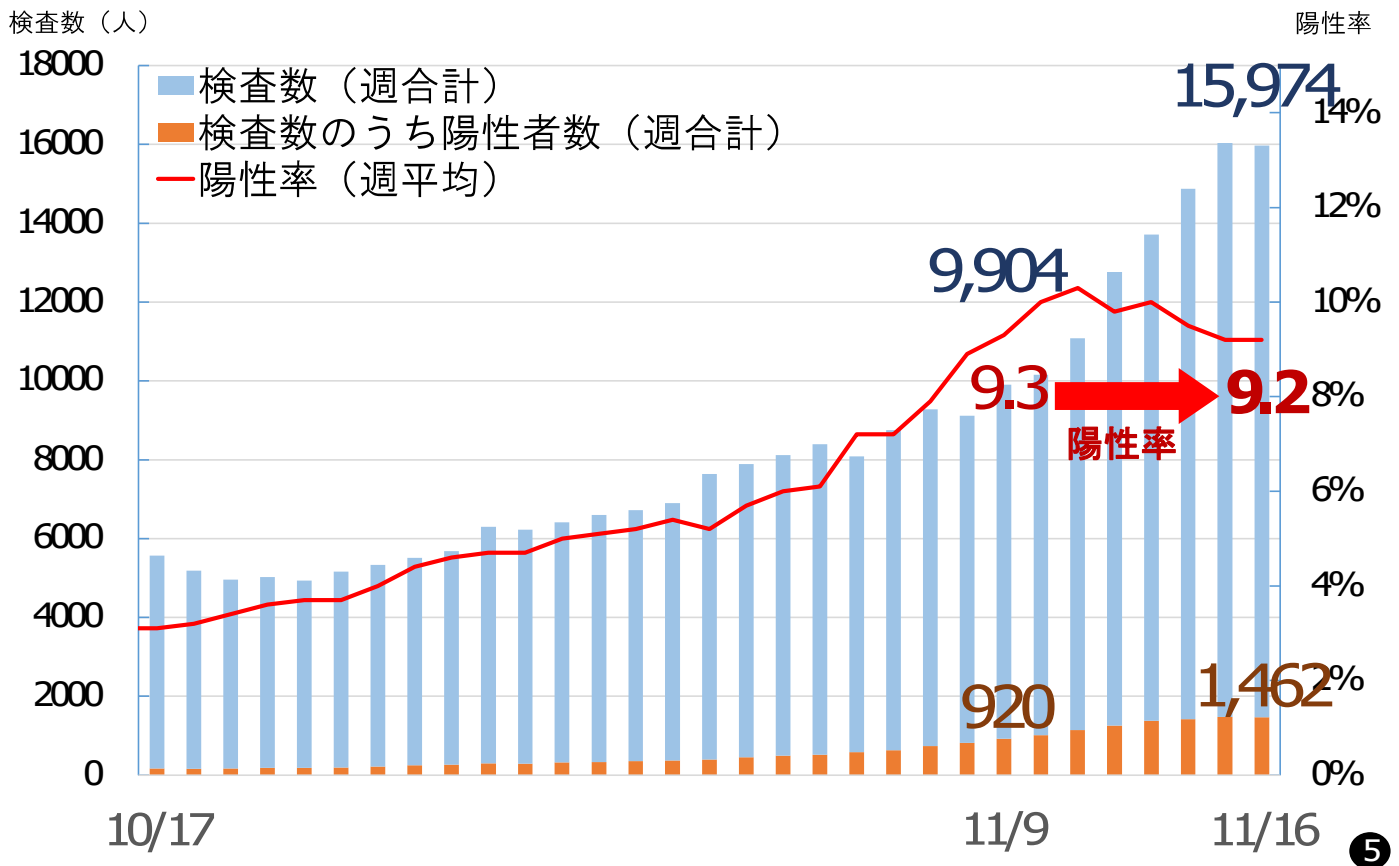
感染者数、リンクなしの割合、陽性率などは札幌市より大幅に下回っており、ステージ4の水準を超えるものとはなっていないが、各地での集団感染の発生などにより感染拡大が続いていることから、一層の行動変容と集団感染対策の強化が必要となっている。

3

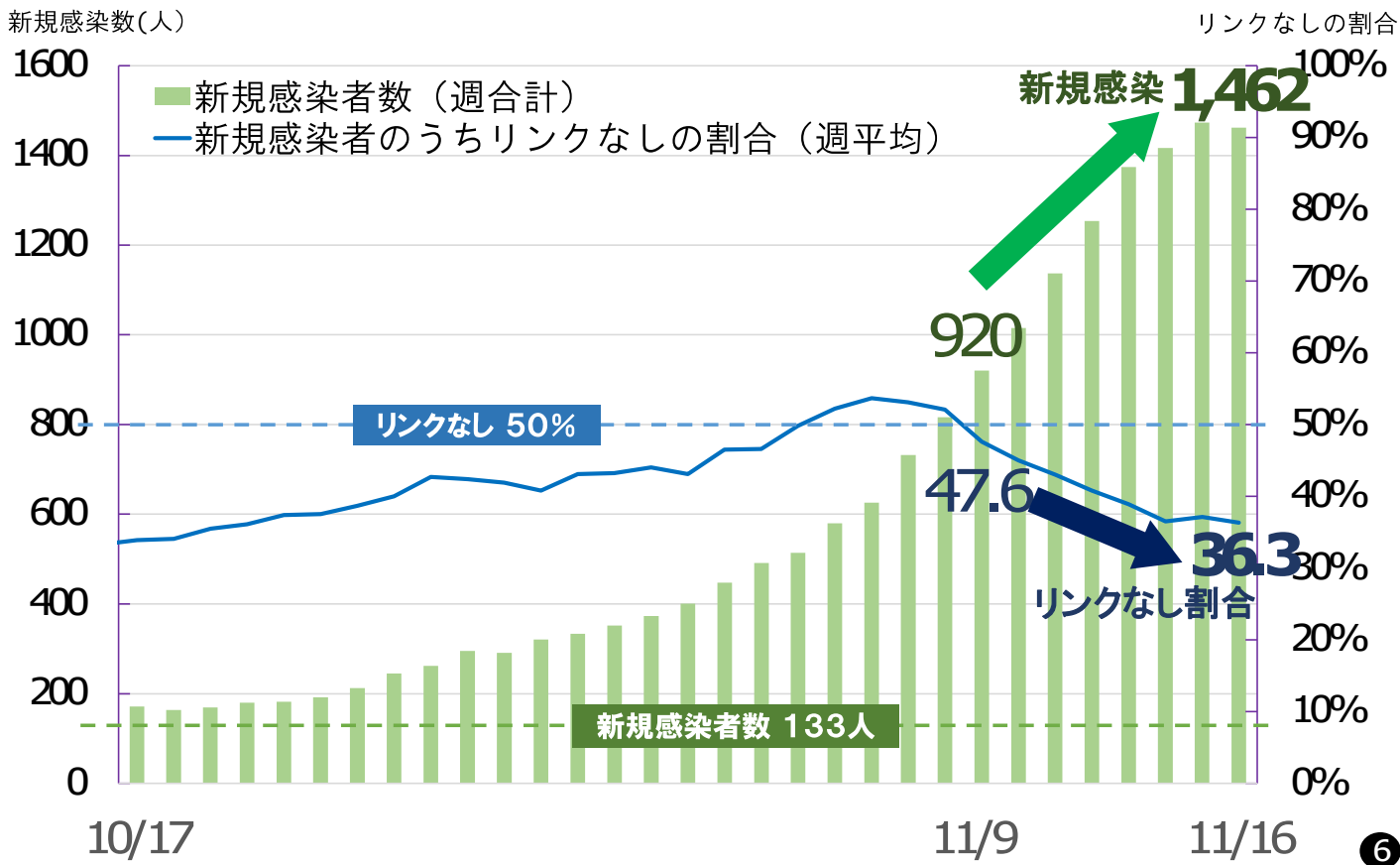
# 医療提供体制等の負荷(指標①)



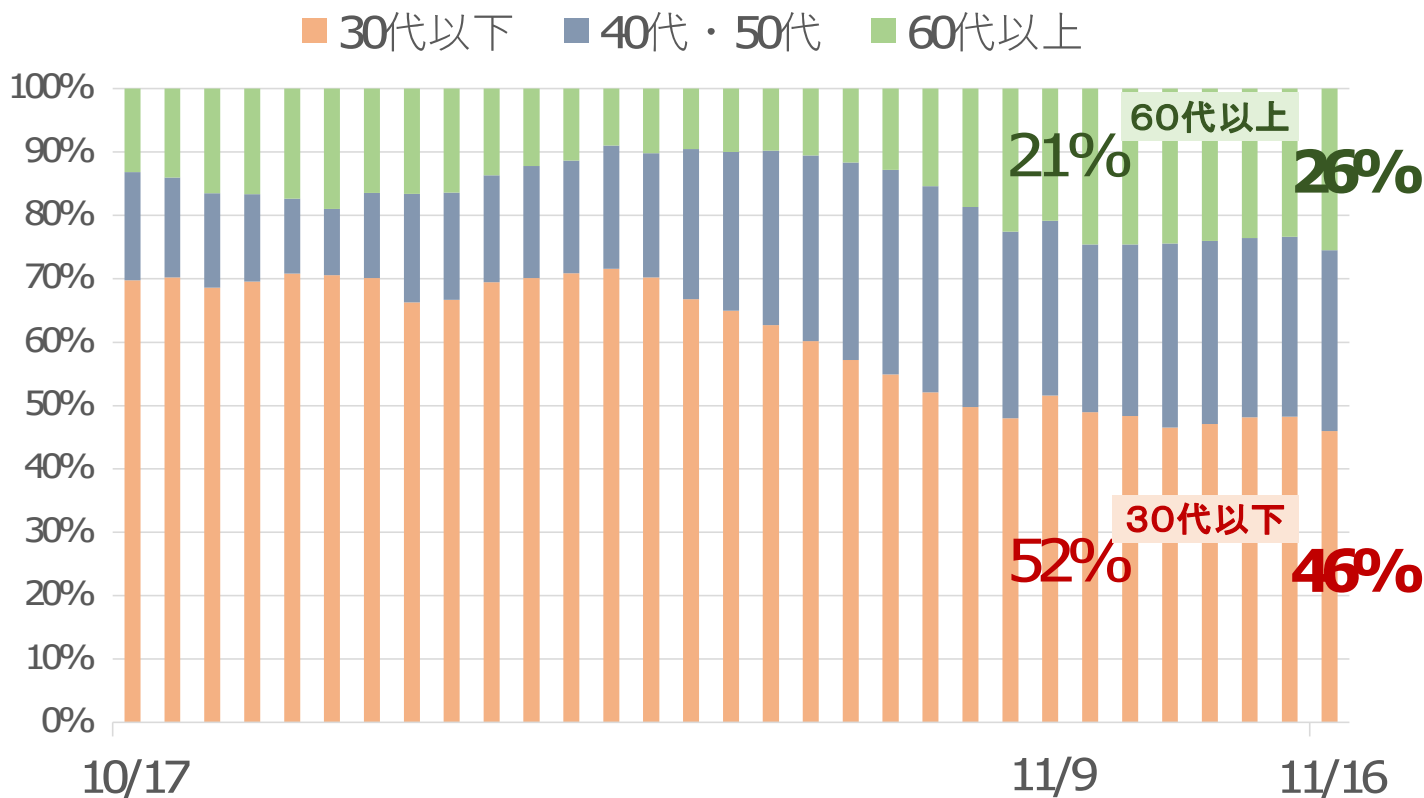
# 監視体制(指標②)



# 感染状況(指標③)



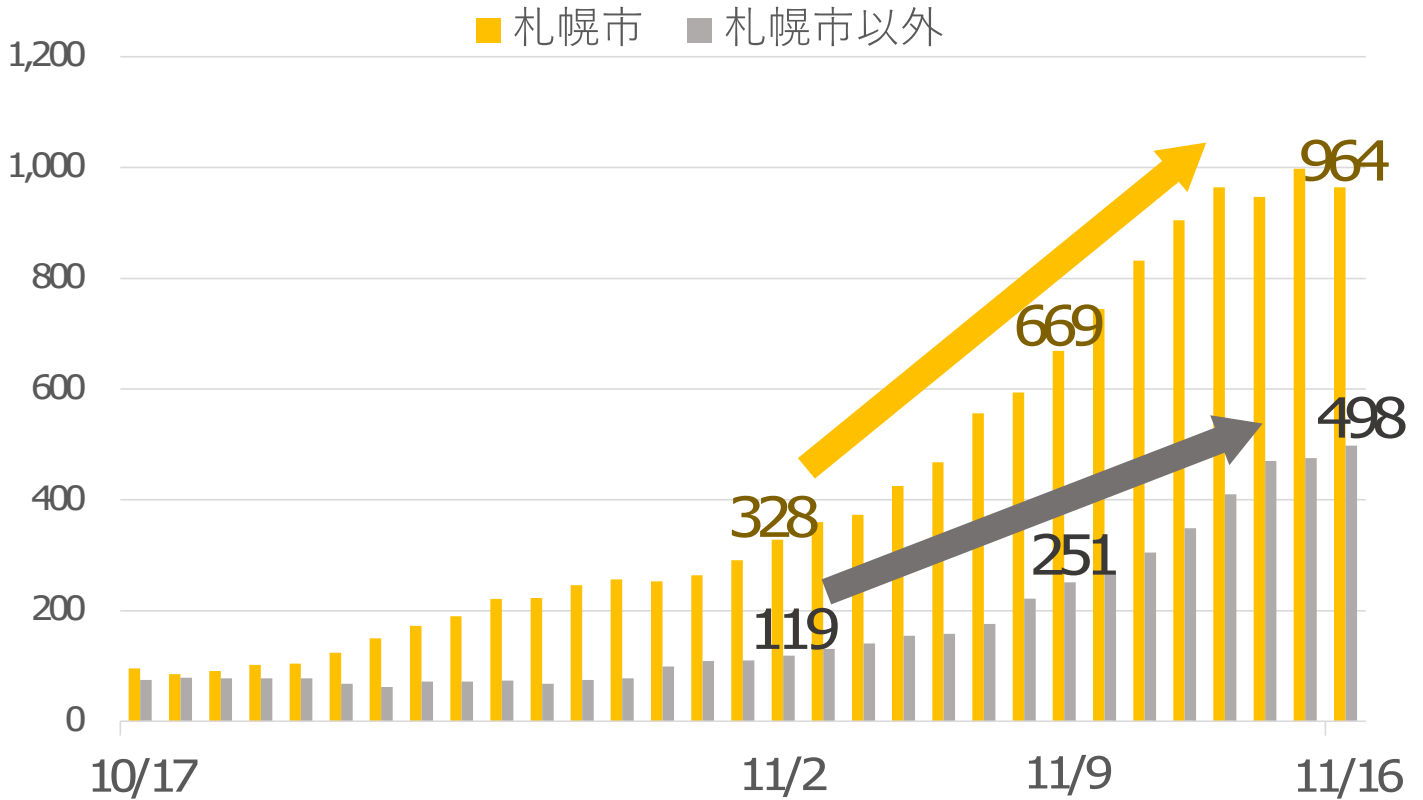
# 新規感染者の年代別割合(全道)



(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)



# 地域別新規感染者数(札幌市／札幌市以外)

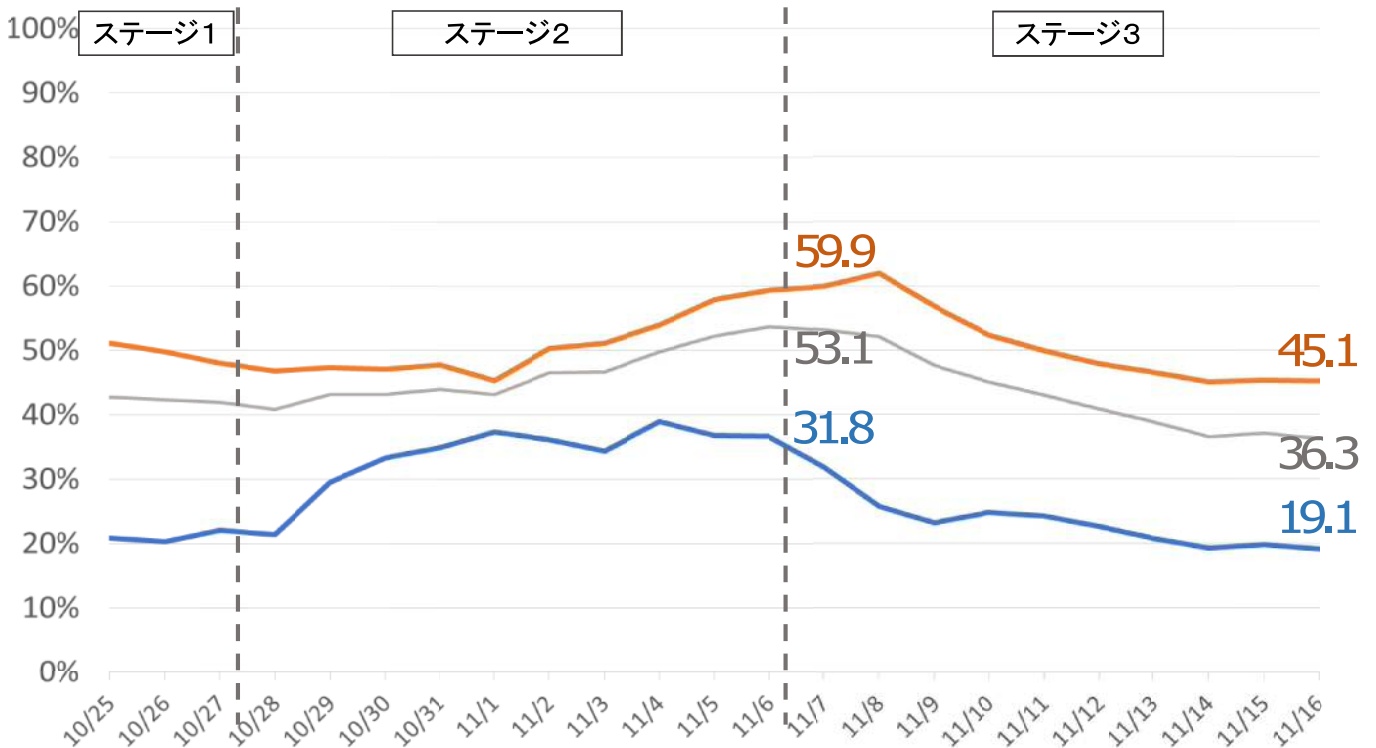


(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者を含む。)

# 地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)

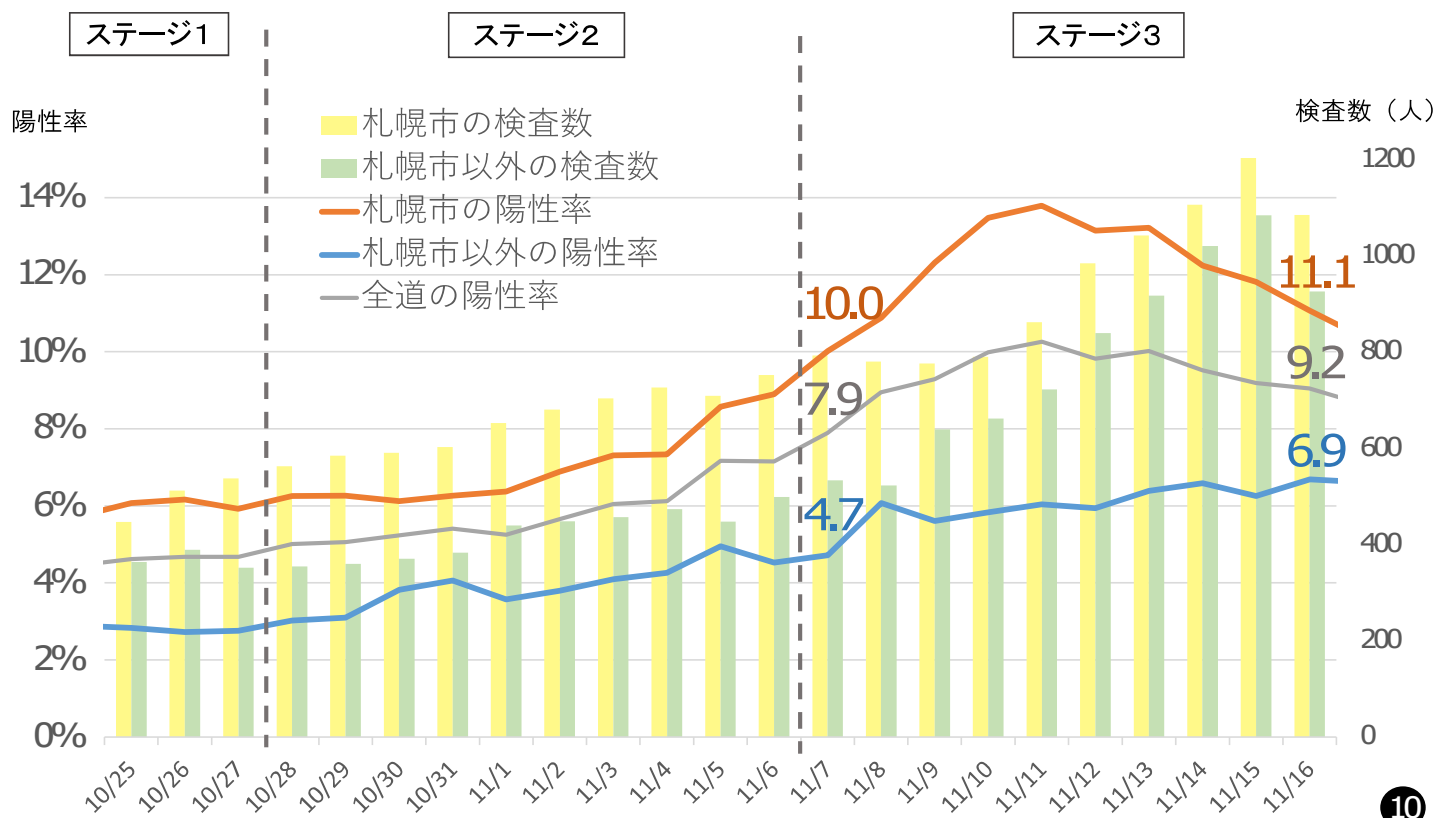
(7日間移動平均)

— 札幌市 — 札幌市以外 — 全道



# 地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)

(7日間移動平均)

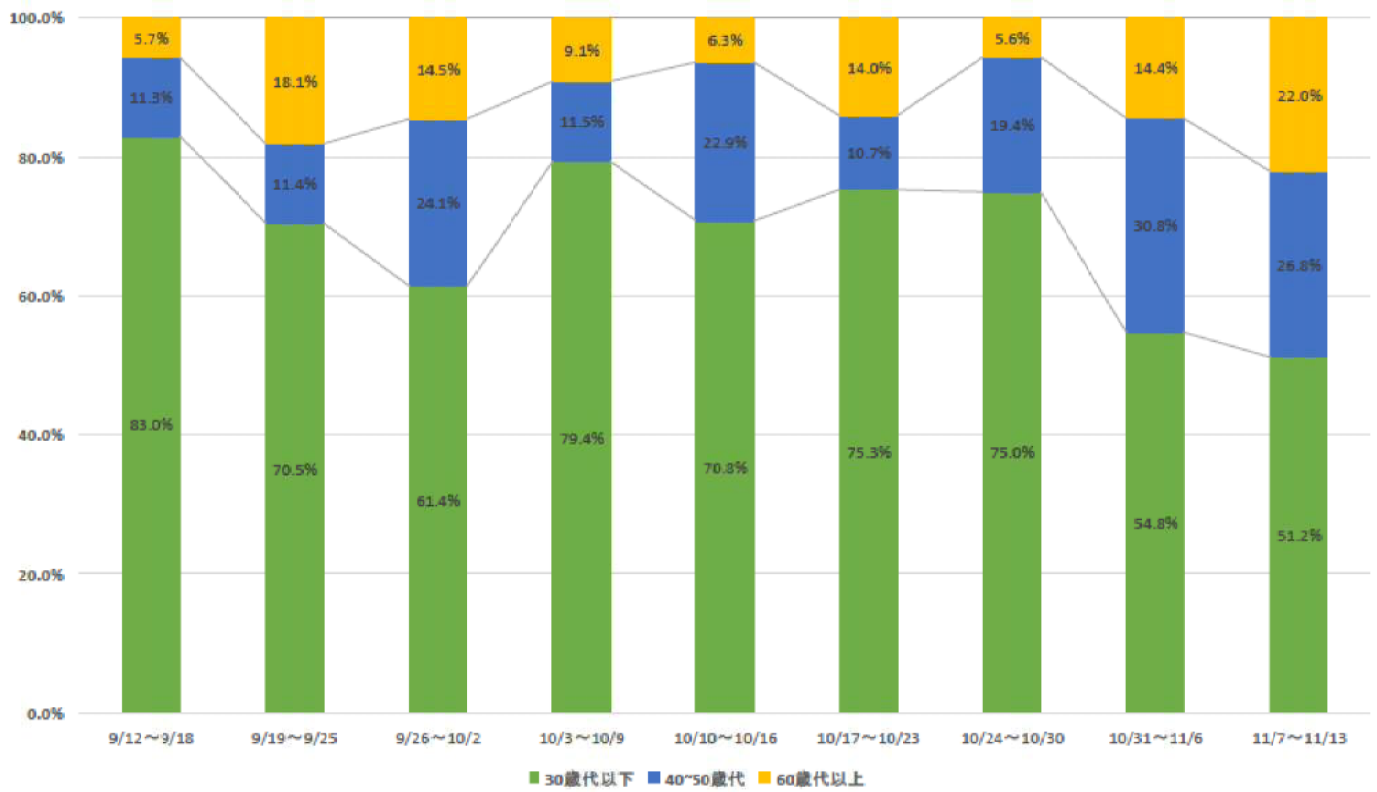


## 集団感染の発生状況(11月7日以降)

	札幌市	札幌市以外	合計
飲食店等 <sup>(※)</sup>	4件 (55人)	5件 (60人)	9件 (115人)
学校	3件 (40人)	2件 (14人)	5件 (54人)
事業所等	3件 (28人)	1件 (16人)	4件 (44人)
医療施設・福祉施設	8件 (182人)	6件 (120人)	14件 (302人)
合計	18件 (305人)	14件 (210人)	32件 (515人)

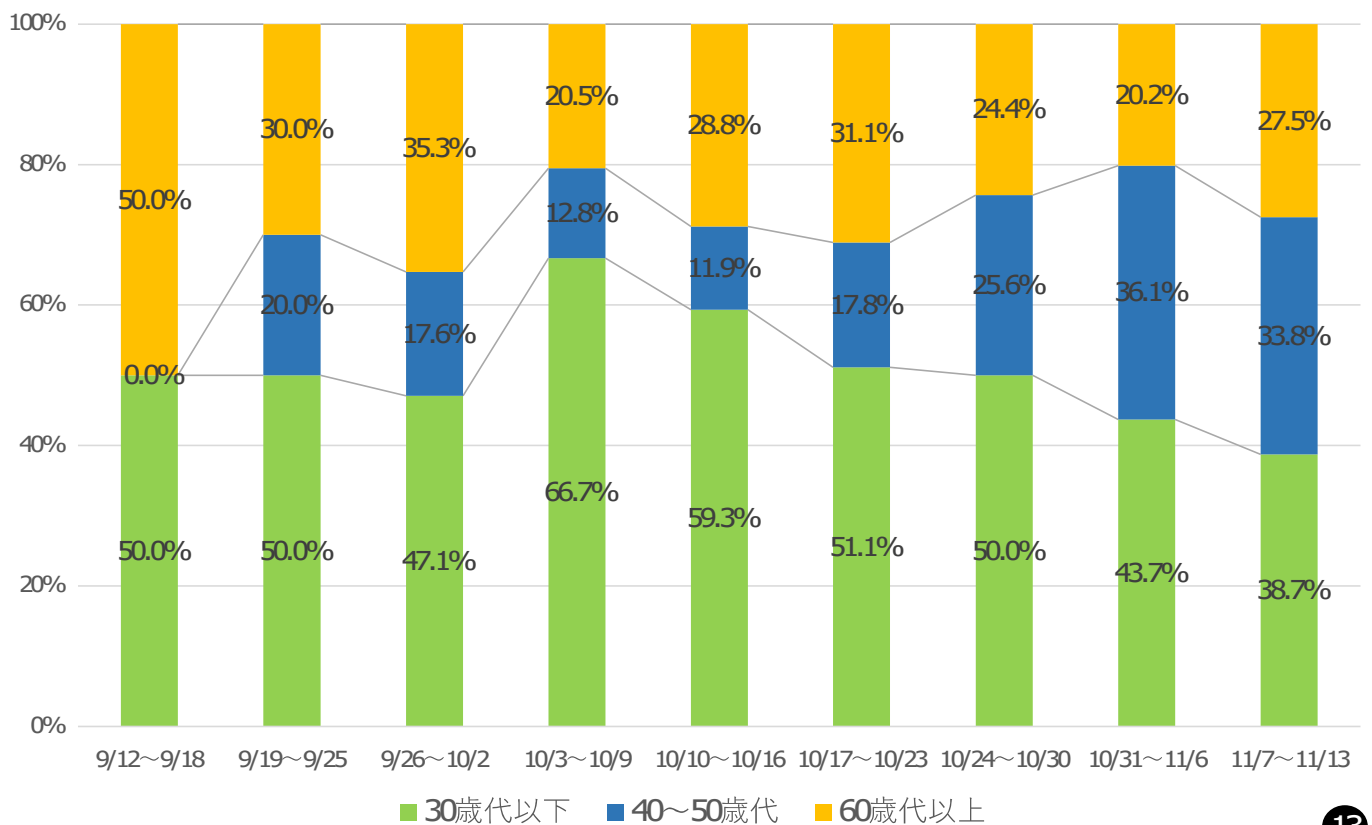
※接待を伴うものを含む

# 年代別割合(札幌市)



※札幌市提供資料

# 年齢別割合(札幌市以外)





# 感染拡大防止に向けた施策について (案)

【令和2年11月17日】改訂

# 集中対策期間

～これ以上の感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期 間

令和2年11月7日(土)から令和2年11月27日(金)まで3週間

内 容

特措法第24条第9項に基づくより強い協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

## 札幌市内

### 【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】

#### ■感染リスクを回避できない場合

- ・ 不要不急の外出を控える
- ・ 市外との不要不急の往来を控える

■札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目  
に囲まれた区域においては、22時から翌5時まで、酒類を提供する施設（酒類提供時間を5時  
から22時までとしている施設を除く）の利用を控える

■「新北海道スタイル」の実践を宣言している店舗や施設を選んで利用

■テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

■国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの徹底した活用

### 【札幌市内の事業者の皆様への要請】

■札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目  
に囲まれた区域における酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮  
（対象地域、施設、営業時間等は別添のとおり）

■新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の再確認と徹底

**道内全域（札幌市内を除く）**

**【道民及び道内に滞在している皆様への要請】**

■ **感染リスクを回避できない場合**

・ **札幌市との不要不急の往来を控える**

- 感染リスクを回避する行動の**更なる徹底**。特に**飲食の場面におけるリスク回避の徹底**
- マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の**徹底**
- 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- 「北海道スタイル」の実践を宣言している店舗や施設を選んで利用
- テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

**【事業者の皆様への要請】**

- 北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底

**特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）**

■ **感染リスクを回避できない場合の例**

- 北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- 飲食の場面においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食 など

■ **体調が悪い場合の例**

- 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合など

## 感染拡大防止対策の更なる強化

### ■ 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・ 感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・ 集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の整備や「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・ 感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

### ■ 普及啓発等の強化

- ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
- ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・ 新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ



(別添)

# すすきの地区の事業者の皆さまへの協力要請

## 営業時間の短縮等の協力要請

区域	すすきの地区 (南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)
期間	11月7日(土)から11月27日(金)までの3週間 (遅くとも11月11日(水))
対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>○接待を伴う飲食店</li><li>○酒類提供を行う飲食店</li><li>○酒類提供を行うカラオケ店</li><li>○酒類提供を行う料理店・食堂等</li></ul>

## 対象施設と要請内容

### 対象施設

接待を伴う飲食店  
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行う飲食店  
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う料理店・食堂等  
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)



### 要請内容

**営業時間を短縮**

営業時間は  
「午前5時から午後10時まで」

**酒類提供時間を短縮**

酒類提供時間は  
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底

## 今後のステージの運用及び 感染拡大防止に向けた対策（道案）に対する主な意見

### 1 専門家等の意見

- ・札幌をステージ4相当として他の地域と異なる強い表現を用いることは妥当である。
- ・札幌市は、状況が緊迫しているので、ステージ4に引き上げるべき。
- ・飲食の場面における、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしないで大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲酒といった事例を、感染リスクが回避できない場合の例とする表現は妥当と考える。
- ・警戒ステージの運用について異論はない。  
ステージを上げることより、どういう対策を行うかが重要であり、経済への影響に配慮しながら感染が集中する札幌市に対し、強力な対策を講じることが必要である。
- ・今回の措置はやむを得ない。  
札幌市との交流による感染者が出ており、札幌との往来を控えることは必要である。

### 2 市町村・関係団体の意見

- ・市内において、札幌市との往来など、札幌市に関係する感染患者が確認されていることから、地域を限定して警戒ステージ4相当の強い措置を講じることについて異論はない。
- ・感染拡大を防ぐという観点から、今回の追加対策はやむをえないと考える。
- ・全道で経済が冷え込むことのないよう、雇用等に関する支援の継続のほか、地方創生臨時交付金の増額や経済対策に関する新たな交付金の創設について、国に要望願いたい。
- ・警戒ステージについては、全道一律に取り扱うのではなく地域ごとに設定いただきたい。
- ・Go To トラベルの対象除外の議論が生じたとしても、広い北海道の全域が除外になることのないよう国と協議願いたい。
- ・従前の対応の更なる強化はもとより、不要不急の外出や市外との往来の自粛は現下の感染拡大を速やかに抑制するためにはやむを得ない措置と考える。
- ・対策強化による経済的ダメージを軽減するため、新たな支援策も同時に展開されることを要望する。

- 現在の感染拡大状況、保健所や医療機関のひっ迫を考慮すれば、より強い措置を講ずることは妥当と考える。
- 札幌市をステージ4相当とするというのは分かりにくい。札幌市のステージを実質的に引き上げるのか否かを明確にし、ステージに応じた行動変容を求めていくべき。
- 道内の観光関連事業者は、安全で安心な観光地に向けて積極的に取り組んでいることを踏まえ、観光客の移動制限につながるものがないよう配慮いただきたい。
- 今回の対策は、バス事業者の経営をさらに圧迫することになることから、地域の公共交通を守るという観点からの支援を要望する。

# イベント等の開催制限（12/1～当面2/28まで）

イベントの人数制限及び収容率要件については、**当面来年2月末まで**、原則として**現在の取扱いを維持する**こととする。

	収容率		人数上限
イベント の種類	<p><b>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等</li> <li><b>飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）</b></li> </ul> <p>⇒ 詳細は別紙を参照</p>	<p><b>大声での歓声・声援等が想定されるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</li> </ul>	<p>①収容人数 1万人超 ⇒ 収容人数の50%</p> <p>②収容人数 1万人以下 ⇒ 5,000人</p>
	<p><b>100%以内</b> (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><b>50%<sup>(※)</sup>以内</b> (席がない場合は十分な間隔)</p>	

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくてもよい。  
(収容率が50%を超える場合がある。)

# 映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

**必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合**には、イベント中の発声がないことを前提にしうる催物に限定して、**収容率を100%以内**にすることが**できる**こととする。

## 具体的な条件（感染防止策）

①	食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること</li><li>・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること</li><li>・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること</li><li>・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る</li></ul>
②	会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止</li><li>・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底</li></ul>
③	十分な換気	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること</li></ul> （野外的場合は確認を要しない）
④	連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li><li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底</li></ul> ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤	食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること</li></ul>

# 全国的・広域的なお祭り、野外フェス等における感染防止策

これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、**必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合**には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、**開催可能と明確化。**

## 具体的な条件（感染防止策）

①	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</li><li>・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保</li></ul>
②	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信</li><li>・ 誘導人員の配置</li><li>・ 時差・分散措置を講じた入退場</li></ul>
③	飲食制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li><li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li><li>・ 過度な飲酒の自粛</li></ul>
④	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li></ul>
⑤	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li><li>※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li></ul>
⑥	連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li><li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底</li><li>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li></ul>

## 寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

### 1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用  
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保  
(1 mを目安に)

- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

### 2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)

- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で

**常時窓開け** (窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる

- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(\*)を維持

\*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

### 3. 適度な保湿 (湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を  
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

#### 『5つの場面』

- 場面 1 : 飲酒を伴う懇親会
- 場面 2 : 大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面 3 : マスクなしでの会話
- 場面 4 : 狭い空間での共同生活
- 場面 5 : 居場所の切り替わり



CO2センサー



# 新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2.11.17）

## 1 発生の状況

### （1）道内の発生状況及び検査の状況

#### ■検査及び患者の状況（11/15現在）

検査件数	108,980	現在患者	1,842
陽性累計	5,494	うち現在入院患者	674
陰性確認済累計	3,525	うち宿泊療養施設入所者	690
死亡累計	127	うち入所日調整中	209
		うち自宅療養者	269

### （2）国内の発生状況（厚生労働省発表）

11月16日0時までに確認されている感染者は118,136例

入院治療等を要する者12,499名、死亡者は1,885名

## 2 国などの対応

- （1）着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- （2）国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- （3）国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- （4）2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- （5）2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- （6）2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- （7）2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- （8）2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- （9）2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- （10）2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- （11）2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- （12）2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- （13）2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- （14）2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間は瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等

- 対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
  - (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
  - (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
  - (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
  - (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
  - (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
  - (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
  - (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
  - (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
  - (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
  - (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
  - (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
  - (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
  - (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
  - (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
  - (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めるこ

- とが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)
- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
  - (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）
  - (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
  - (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
  - (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
  - (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
  - (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
  - (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
  - (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
  - (62) 6月18日、現行の水際対策を維持し、追加的な防疫措置を条件とし、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置。
  - (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
  - (64) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
  - (65) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の利用開始。
  - (66) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
  - (67) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
  - (68) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
  - (69) 7月22日、観光に関する消費を喚起するため、「Go Toトラベル事業」開始。
  - (70) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
  - (71) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。  
大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。

- (72) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (73) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (74) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。
- (75) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。

大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。

- (76) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。  
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。
- (77) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。
- (78) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。

大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。

- (79) 9月25日、新型コロナウイルス感染対策本部（第43回）、分科会（第10回）開催。
- (80) 10月1日、感染予防対策に取り組む飲食店及び、食材を供給する農林漁業者を支援する、「G o T o E a t キャンペーン事業」を本格開始。
- (81) 10月1日、防疫措置を確約できる受け入れ企業等がいることを条件に、原則すべての国・地域における留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、新規入国を許可。
- (82) 10月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）開催。
- (83) 10月19日、各地域で商店街が、率先して地元の良さの発信や地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じ、商店街の活性化につなげるため、「G o T o 商店街事業」を開始。
- (84) 10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）開催。
- (85) 10月29日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回）開催。
- (86) 10月30日、新型コロナウイルス感染対策本部（第44回）開催。
- (87) 11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第14回）開催。
- (88) 11月10日、新型コロナウイルス感染対策本部（第45回）開催。
- (89) 11月12日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）開催。

大規模イベントの開催制限を2月末まで再延長することを決定（映画館や野外フェス等における感染防止策等を明示）。

### 3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供  
Q & A、休日夜間の電話対応開始  
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
  - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。  
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター

- 1月23日、観光関係団体等
- 1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
- 1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
- 2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）

(ウ) 保健所等による相談対応

1月30日 休日・夜間の電話対応の開始

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日	庁議	
1月24日	緊急保健所長会議	
1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月2日	〃	第2回本部会議開催
4月3日	〃	第3回本部会議開催
4月7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月4日	〃	第10回本部会議開催
5月6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催

5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催
10月28日	〃	第24回本部会議開催
11月 7日	〃	第25回本部会議開催

- (6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)  
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を发出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ发出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳(死亡、退院、治療中)のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。  
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設(1日80人→140人)。※道全体で180人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10)
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10)
- (18) 3月12日、知事から週末(3月14日、15日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言(2/28~3/19)の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイ

ルス感染症対策本部」の設置。

- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第1回）開催（書面）。
- (34) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (35) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (36) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (37) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (38) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (39) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (40) 4月27日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第2回）開催（書面）。
- (41) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。



- (42) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (43) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (44) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (45) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (46) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (47) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (48) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (49) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (50) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (51) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
- (52) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (53) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (54) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (55) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (56) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (57) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (58) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (59) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (60) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (61) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (62) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (63) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
- (64) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（6月16日～7月6日）。

- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (66) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施（6月19日～7月5日）。
- (67) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (68) 7月1日、「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」開始
- (69) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～7月22日）。
- (70) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除（6月16日～7月6日）。
- (71) 7月9日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第3回）開催（書面）。
- (72) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (73) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (74) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (75) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。
- (76) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月11日）。
- (77) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (78) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (79) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。
- (80) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
- (81) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施（8月7日～8月27日）。
- (82) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月31日）。
- (83) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
- (84) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。
- (85) 8月27日、イベント等の開催制限について、9月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (86) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施（8月28日～9月10日）。
- (87) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (88) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (89) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第4回）開催。
- (90) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。
- (91) 9月14日、イベントの開催制限について、9月19日から11月末まで、イベントの類型に応じて利用人数の上限値と、その収容率を緩和することを決定。
- (92) 9月16日、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」開設。
- (93) 9月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第5回）開催（書面）。
- (94) 10月1日、感染状況や観光客等の増加が見込まれることを受け、すすきの地区の飲食店・遊興施設等に注意喚起文書を道・札幌市の連携により配布。

- (95) 10月16日、「新型コロナウイルス人権相談窓口」開設。
- (96) 10月20日、「どうみん割ぷらす離島特例（りとうぷらす）」開始。
- (97) 10月26日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第6回）開催。
- (98) 10月26日、警戒ステージを「2」に引き上げ、10月28日から11月10日までの2週間を集中対策期間として、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (98) 11月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第7回）開催（書面）。
- (99) 11月7日、警戒ステージを「3」に引き上げ、11月7日から27日までの3週間で集中対策期間として、すすきの地区において、接待を伴う飲食店などに営業時間の短縮等を行うなど、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (100) 11月13日、宿泊療養施設の新たな2棟目として、「東横INN札幌すすきの交差点」での受入を開始（最大330名程度）。